

講習のご案内

◆ 自家用有償旅客運送運転者の講習 ◆

国土交通大臣認定講習 道路運送施行規則第51条の16-1号

重 要

介護員が自らの車両で利用者を輸送する場合は車両の許可・講習受講を満たして要ることが条件です。満たさない場合は介護報酬の対象となりません。



演習（258団体1303名受講）

- 訪問介護員等による
- 地域又は期間限定で有償運送（法第78条3号）を行う場合は受講が必要です。要件の満たしていない訪問介護員等の認定講習を下記の日程で実施しております。

※ 道路交通法が改正 令和2年6月施行あり運転当日警察交通関係OBの講師が説明します。
～移動・移送サービスも法令遵守～是非受講下さい～

【 講習受講申し込み 】

受講日 月 日（ ） 講習日程

場所 当法人研修室 10月22日（日）後5名。

11月18日（土）

時間 午前 8：45 ～ 17：00 12月17日（日）

定員 5名～10名 随時受付：先着順で受け付けます。

※ 受付後受講案内書（受講場所・事前講習テキスト）等を送ります。

※ 定員以上の場合は、次回の講習日になりますので、ご了承ください。

※ 出張講習も受けたまっております。（定員5名以上）

■ 福祉有償運送運転者講習（初任者） 講義 340分 演習（60分含20分／一人）	● 事前学習テキストに沿った講習 ● 警視庁OBの講師による安全運転講習
■ 受講料 15,000円	● ドライブレコーダー搭載車両にて実車

受講申込 F A X 0 4 2 - 6 6 9 - 5 7 8 7

講 座	◎ 福祉有償運送運転者講習（初任者）		
受講者氏名（ふりがな）	印	性別 男・女 昭和 年 月 日生	歳
団体所在地	〒		
所属団体名	電話： 担当者：		

※ 提出書類 1. 運転免許証写し 2. 介護福祉士・ヘルパー1・2級資格証写し 3. その他 受付No.（ ）

八王子福祉交通運転技術講習セミナー 事務局講習担当係

東京都八王子市散田町4-24-15

TEL： 042-669-5733

ホームページ

ケアセンター八王子

→

検索

www.taiyokun.sakura.ne.jp/

※今後、FAX不要の場合はFAX番号（ ）記入の上、返送して下さい。

講習のご案内

◆ 自家用有償旅客運送運転者の講習 ◆

国土交通大臣認定講習
道路運送施行規則第51条の16-1号

重 要

自家用車で旅客を運送する運転者は講習受講の要件を満たして要することが条件です。



演習（258団体1303名受講）

- この講習は、NPO等「社会福祉法人・公益・医療法人等」（法78条2号）の運転者が、市町村等住民のうち、移動制約者・身体障害者等を自家用自動車を使用して有償運送を行うには■ **登録**（法79条）申請等の手続き要件に講習受講が必要です。

※ **道路運送法が改正 令和2年6月施行あり運転当日警察交通関係OBが説明します。**

～移動・移送サービスも法令遵守～是非受講下さい～

【 講習受講申し込み 】

受講日 月 日（ ） 講習日程

場所 当法人研修室

10月22日（日）後5名。

11月18日（土）

12月17日（日）

時間 午前 8:45 ～ 17:00

定員 5名～10名 随時受付：先着順で受け付けます。

※ 受付後受講案内書（受講場所・事前講習テキスト）等を送ります。

※ 定員以上の場合は、次回の講習日になりますので、ご了承ください。

※ 出張講習も受けたまっております。（定員5名以上）

5 5	■ 福祉有償運送運転者講習（初任者） 講義 340分 演習（60分含20分／一人）	■ セダン等運送運転者講習 カリキュラム（講義 100分） 受講料 5,000円	介護資格 ある方は 免除
	■ 受講料 15,000円	● 警視庁OBの講師による安全運転講習	
	● 事前学習テキストに沿った講習	● ドライブレコーダー搭載車両にて実車	

受講申込 FAX 042-669-5787

講 座	◎ 福祉有償（初任者）講習	◎ セダン等（初任者）講習
受講者氏名（ふりがな）		性別 男・女 歳 昭和 年 月 日生
団体所在地	〒	
所属団体名	電話： 担当者：	

※ 提出書類 1. 運転免許証写し 2. 介護福祉士・ヘルパー1・2級資格証写し 3. その他 受付No.（ ）

八王子福祉交通運転技術講習セミナー 事務局講習担当係

東京都八王子市散田町4-24-15

TEL: 042-669-5733

ホームページ

ケアセンター八王子

→

検索

www.taiyokun.sakura.ne.jp/

※今後、FAX不要の場合はFAX番号（ ）記入の上、返送して下さい。